

東彼杵町告示第123号

東彼杵町建設工事に関する入札執行事務処理要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年12月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎



2 (略)

3 (略)

4 (略)

(入札の方法)

第8条 入札執行者は、入札を関係法令及び規則第75条に定める方法に則り、執行するものとし、その際、次の各号に掲げる事項を実行しなければならない。

(1) 入札場所に予定基本価格調書及びくじを用意すること。

(2) (略)

2 (略)

(工事費内訳書)

第9条 (略)

2 工事費内訳書の内容は、縦覧設計書内工事費内訳書及び契約担任者が指示する事項に相当する項目に対応するものの単位・員数・単価及び金額とし、様式は任意とする。

3 (略)

(入札辞退の取扱い)

第10条 [削除]

入札執行者は、入札参加者から入札辞退の申出があった場合は、次により取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 入札途中において入札辞退の申出があった場合は、辞退届書又はその意志を明記した入札書を入札箱に投入させること。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(入札の方法)

第8条 入札執行者は、入札を関係法令及び規則第75条に定める方法に則り、執行するものとし、その際、次の各号に掲げる事項を実行しなければならない。

(1) 入札場所に予定価格書及びくじを用意すること。

(2) (略)

2 (略)

(工事費内訳書)

第9条 (略)

2 工事費内訳書\_\_\_\_\_は、最低限見積りの根拠が確認できるもの  
\_\_\_\_\_とする。

3 (略)

(入札辞退の取扱い)

第10条 入札執行者は、入札に参加する指名を受けた者が、設計図書等の縦覧に参加しなかった場合は、入札に参加する意志がないものと判断し、入札を辞退したものとみなす。

2 入札執行者は、入札参加者から入札辞退の申出があった場合は、次により取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 入札途中において入札辞退の申出があった場合は、\_\_\_\_\_その意志を明確にさせた上、入札会場から退出させること。



第17条 (略)

2 保留した入札に係る入札書には\_\_\_\_\_「保留」と朱書し、厳重に保管するものとする。

3 (略)

(保留した入札に対する措置)

第18条 (略)

2 課長は、前項に定める調査の結果、当該最低入札価格で契約を適正に履行することができることを認めるときは、次の各号に掲げるところにより処理する。

(1) (略)

(2) 予定価格が1,500万円以上の場合は\_\_\_\_\_建設工事指名審査委員会(以下「審査委」という。)の審査に付する。

3 課長は、第1項による調査の結果、当該最低入札価格が契約を適正に履行できないと認めるときは、調査の結果及び意見を付し、\_\_\_\_\_予定価格が1,500万円以上の場合は審査委の審査に付し、予定価格が1,500万円未満の場合は、直ちに入札執行者に報告するものとする。

4 (略)

様式第1号

(略)

第17条 (略)

2 保留した入札に係る入札書には、その場で入札執行者が検印し、「保留」と朱書し、厳重に保管するものとする。

3 (略)

(保留した入札に対する措置)

第18条 (略)

2 課長は、前項に定める調査の結果、当該最低入札価格で契約を適正に履行することができることを認めるときは、次の各号に掲げるところにより処理する。

(1) (略)

(2) 予定価格が1,500万円以上の場合は、遅滞なく入札者全員に見積書を提出させ、建設工事指名審査委員会(以下「審査委」という。)の審査に付する。

3 課長は、第1項による調査の結果、当該最低入札価格が契約を適正に履行できないと認めるときは、調査の結果及び意見を付し、かつ、入札者全員の見積書を添えて予定価格が1,500万円以上の場合は審査委の審査に付し、予定価格が1,500万円未満の場合は、直ちに入札執行者に報告するものとする。

4 (略)

様式第1号(第2条関係)

(略)

様式第2号

(略)

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。